



新型コロナワクチン接種

(6月21日時点の情報です)

4回目接種が始まります

4月30日までに3回目接種が完了した

- ・60歳以上の人
- ・1、2回目接種時に「コロナワクチン基礎疾患の優先接種登録」をした18歳以上60歳以下の人には、7月中旬までに接種券を送付します。

接種を希望する基礎疾患を有する人で、以前登録をしていない人は、接種券送付の申請をしてください。

接種場所

- ・集団接種 (中央公民館)
- ・市内の医療機関

詳細は接種券同封の案内、または市ホームページをご確認ください。



集団接種会場では3回目接種も予約できます。

<問い合わせ>直方市新型コロナワクチンコールセンター (TEL 0120-895-250) (FAX 25-1160)

国保税・保険料等のお支払いを、減免します

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少するなどの状況が生じた際は、国民健康保険税や保険料等のお支払いについて、減免を受けることができます場合があります。

国民健康保険税

減免

対象 次のいずれかに該当する世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者※が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者※の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯
 - ・事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること
 - ・前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※主たる生計維持者とは、原則、世帯主になります。

減免額

対象①に該当する世帯…全額を免除

対象②に該当する世帯…一部を減免（減免額は、所得金額等によって異なります。詳しくはお問い合わせください）

対象保険税

令和4年度の国民健康保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの。

なお、令和3年度相当分の保険税であっても、令和4年3月に国民健康保険の加入手続きをしたこと等により、令和4年4月以降に普通徴収の納期限が設定されている場合も対象となります。

※令和4年度の保険税の減免は、納税通知書発送（7月中旬）後の申請受付となります。

必要なもの

対象①に該当する世帯…国民健康保険税減免申請書（年度毎に1枚）、医師の診断書など

対象②に該当する世帯…国民健康保険税減免申請書（年度毎に1枚）、令和3・4年の収入状況（月毎）が確認できるもの（確定申告書、帳簿、給与明細書など）、事業等を廃止した場合はその事実が確認できるもの

<申請・問い合わせ>税務課市民税保険税係 (TEL 25-2141) (FAX 25-2119)

介護保険料

減免

対象 次のいずれかに該当する第1号被保険者（65歳以上の人）

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者※が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者※の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する第1号被保険者
 - ・事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること
 - ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※主たる生計維持者とは、原則、世帯主になります。

減免額

対象①に該当する第1号被保険者…全額を免除

対象②に該当する第1号被保険者…一部を減免（減免額は、所得金額等によって異なります。詳しくはお問い合わせください）

対象期間

令和4年度分の介護保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

なお、令和3年度相当分の保険料であっても、令和4年3月に介護保険の資格を取得したこと等により、令和4年4月以降に普通徴収の納期限が設定されている場合も対象となります。

※令和4年度の保険料の減免は、納付通知書発送（7月中旬）後の申請受付となります。

必要なもの

対象①に該当する世帯…介護保険料減免申請書（年度毎に1枚）、医師の診断書など

対象②に該当する世帯…介護保険料減免申請書（年度毎に1枚）、令和3・4年の収入状況（月毎）が確認できるもの（確定申告書、帳簿、給与明細書など）、事業等を廃止した場合はその事実が確認できるもの

<申請・問い合わせ>保険課高齢者保険料係 (TEL 25-2116) (FAX 29-9843)

後期高齢者医療保険料

減免

対象 次のいずれかに該当する被保険者

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者※が死亡または重篤な傷病を負った被保険者
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者※の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する被保険者
 - ・世帯主の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること
 - ・世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ・世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※主たる生計維持者とは世帯主になります。

減免額

対象①に該当する被保険者…全額を免除

対象②に該当する被保険者…一部を減免（減免額は、所得金額等によって異なります。詳しくはお問い合わせください）

対象期間

令和4年度分の後期高齢者医療保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

なお、令和3年度相当分の保険料であっても、令和4年3月に高齢者医療保険の資格を取得したこと等により、令和4年4月以降に普通徴収の納期限が設定されている場合も対象となります。

※令和4年度の保険料の減免は、納付通知書発送（7月中旬）後の申請受付となります。

必要なもの

対象①に該当する世帯…後期高齢者医療保険料減免申請書（年度毎に1枚）、医師の診断書など

対象②に該当する世帯…後期高齢者医療保険料減免申請書（年度毎に1枚）、令和3・4年の収入状況（月毎）が確認できるもの（確定申告書、帳簿、給与明細書など）、事業等を廃止した場合はその事実が確認できるもの

<申請・問い合わせ>保険課高齢者保険料係 (TEL 25-2116) (FAX 29-9843)